

令和5年4月1日から自転車ヘルメット装着の努力義務が自転車運転者に対して努力義務化されました！

業務上自転車に乗る従業員のヘルメットどうしていますか？

業務で自転車を使用するのですから、当然、ヘルメットは事業所で用意しているかと思いますが、ヘルメットの着用についてシッカリ従業員に指導していますか？

万が一の交通事故で自転車を運転していた従業員がヘルメットを着用しておらず頭部に傷害を負ったとして、それにより傷害の程度が重くなったような場合、事業所がヘルメットの準備や着用を指導していなかった場合、事業所が責任を負うかという問題です。

ヘルメットの着用は努力義務ですが、業務上自転車を使用することが必要な場合には、ヘルメットの着用が可能となる状況を整備しておくことと、自転車を使用する際にはヘルメットを着用することを従業員に指導する必要があると言えます。

自転車の事故で、重大な結果が生じているのは、やはり頭部を損傷する事例が多いといえ、ヘルメットを着用することで被害の拡大を抑えられる面があることは確かですので、ヘルメットの整備や着用指導を事業所が怠った場合においては、事業所の指導監督や安全配慮が問題となる可能性は否定できないと思います。

山梨県は、令和2年4月に自転車利用者の責務や事業主の役割を規定した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を定めています。事故防止上不可欠な事項となりますので、事業所の運転者への点呼等の際に「自転車安全利用五則」等について指導してください。

※ 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※ 山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（抜粋）
（基本理念）

第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、それぞれが有している特性についての理解の下に、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、相互に尊重することを旨として促進されなければならない。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自ら自転車の安全で適正な利用のための取組を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発を行うよう努めるものとする。